

コラム

たかほま子ども市民憲章

高浜市では、平成19年秋に「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムを開催しました。

このシンポジウムは、国連子どもの権利条約の実現を図ることを目的に、早稲田大学喜多明人氏をはじめとする学識経験者や行政職員を中心に平成14年兵庫県川西市で開催され、以来毎年開催されています。

高浜市では、平成15年11月に「たかほま子ども市民憲章」を制定し、この普及啓発を行なっています。今回もこのシンポジウムに関係する先生たちに子ども市民憲章に関するメッセージをお願ひして連載します。

皆さんも一緒に、子どものことを考えてみませんか。



いじめと子どもの居場所



井上 仁氏
(日本大学文理学部社会福祉コース助教授)

プロフィール

元児童養護施設・児童自立支援施設職員。元東京都児童相談所児童福祉司。著書に『子どもの権利ノート2002』（明石書店）がある。

子どもたちにとって勝つこと、がとっても大切な世の中で、自分が勝つためには自分より弱い者の存在が必要。だから「いじめ」は、弱い者の存在を確認するには必要なもの。

競争社会で勝つことを強いられる子どもたちにとって、優劣をきめること（いじめ）をいけないうことと言いきれない大人社会の存在にも目を向けないと、罰することだけでいじめはなくならないように思います。

児童福祉施設や児童相談所で出会った虐待を受けた子どもは、

いじめの被害者でもあり、またいじめの加害者でもありました。やられたらいつか自分も勝たたいと思うのは、競争社会では当たり前のことですが、相手を傷つけてまで勝つことに意味がないというメッセージを伝える大人もそこには必要でした。

このような子どもたちの居場所が、コンビニの前などにしかない現実もありました。子どもたちが安心して集える場所も少なく、経済的な問題や心の問題、学力など少しでもハンディキャップがあると居る場所が無くなるのです。

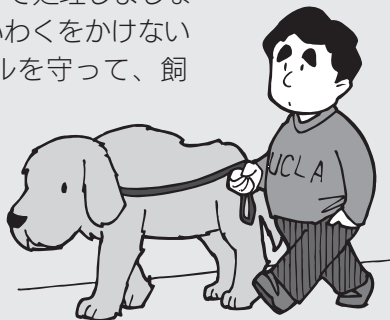
地域に子どもたちが安心して集える場所、年齢や性別・力関係に関係なく憩える場所が必要です。力関係によらない人間関係の大切さを子どもたちに伝えるために子どもが集える環境が必要で、地域を愛しふるさとする子どもたちの居場所をつくらなければ次の地域を支える世代は育ってきません。

いじめをなくするには、力関係によらない居心地の良い場所を提供することが、遠回りのようで大切なのではないでしょうか。また、それは地域で暮らす子どもたちの大切な権利でもあると思います。

愛犬のフンのあしまつをお願いします

飼い主の義務です

道路、公園、緑地などは、ペットのトイレではありません。愛犬の散歩中のフンは、飼い主が持ち帰り、トイレで処理しましょう。周囲にめいわくをかけないように、ルールを守って、飼いましょう。



可燃ごみは決められた日にルールを守って出しましょう!

収集日以外に可燃ごみを出すと、カラスなどがごみ袋を破り、周辺の方が迷惑しています。必ず市指定のごみ袋に入れ収集日の朝8時までにしてください。

★不法投棄は犯罪です。絶対してはいけません。

※ごみステーションの前に車を駐車すると、回収ができないことがあります。ごみステーションの前には、車を駐車しないでください。



問合せ先 園市民生活グループ ☎52-1111 (内線265)